

# 7月4日は参議院

参議院の可決した予算を受け取った後国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とすることとし、条約の締結に必要な国会の承認についても、同様の規定が設けられています。これらの規定は第一院たる衆議院を国民の直接代

解説・参議院とは

## 特性を

### 守るために

参議院本来の使命は、主として政治的立場から行なわれる衆議院

越性を認めたことで、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び議決をしたときは法律となります。予算案については衆議院の先議権と優越性を認め、予算はさきに衆議院に提出しなければならず、参議院で衆議院と異なった議決をした場合は、衆議院の議決を国会の議決とすることとし、条約の締結に必要な国会の承認についても、同様の規定が設けられています。これらの規定は第一院たる衆議院を国民の直接代



候補者は心の中までよく見よう

## 投票時間は 午前7時から

りませんこの場合、出張については勤務先の長の証明書、病氣などのときは医師の証明書をつけることになっています。

不在者投票をする場所は、市選挙管理事務局、または、病院内の特設投票所です。

不在者投票の期間は、告示日の六月十日から、投票日の前日の七月三日までです。時間は、朝八時半から、夕方五時までです。

### 投票率のよい 投票区に記念品

こんどの参議院選では、優秀な投票区の投票者に記念品をおくり

これはすこしでも投票をよくするためのこころみで、四十五の投票区を有権者数により九つづつ五組に別け、組ごとに一カ所、投票率のよい投票区の投票者におくろうというものです。

なお、記念品は選挙後連絡員を通じておくる予定です。

一票にわが良識の精いっぱい

地方区は黒 赤は全国区

参議院の投票用紙は、黒が地方区で赤色が全国区です。間違いないよう注意してください。

議を傷つけ、無責任を助長する結果ともなりかねません。また、第二院としての機能を發揮しきえれば政党化はやむをえないとし、ただ、選挙が人中心から政策本位に移りつつある今日、人よりも党が選挙常識となっており、参議院の特性を生かすためには、衆議院に比べてよりいっそう人物に重きをおく必要がありどちらか

ます。主権者たるに恥じないよう、請く明るい選挙を行なうことにより、その特性を生かすようにしたいものです。

議員とし、全国選出議員は全国を通じ地方選出議員は各都道府県の区域で選挙されます。すなわち、三年ごとの通常選挙では、定数の半數二百二十五人。うち全国区五十人、地方区七十五人を改選します。が、欠員のある場合には、その補欠選挙を一緒に行ないますので、だいたい、一つの選挙でも選挙する人員は百二十五人を若干越えるのを例としています。

参議院の役割

衆議院の行きすぎに、ブレーキをかけたり、修正したりもする。

衆議院と参議院との重大な相違点は、その権限にある。衆議院の改選することになっていて、この定期改選を通常選挙といえます。定数二百五十人のうち百人を全国選出議員、百五十人を地方選出

衆議院と参議院との性格の相違は、被選挙資格と議員の任期が異なっているのもその一つです。最少議員の年齢(被選挙権)は衆議院の二十五才以上に対し、参議院

衆議院と参議院との性格の相違は、被選挙資格と議員の任期が異なっているのもその一つです。最少議員の年齢(被選挙権)は衆議院の二十五才以上に対し、参議院

# 議員選挙の投票日です

参議院とは  
こんなものです

いよいよ七月四日は参議院議員の選挙が行なわれます。ところで有権者の人たちが、参議院の性格を知らずに投票することはおかしなものです。そこで参議院の性格といったものをとりあげてみました。

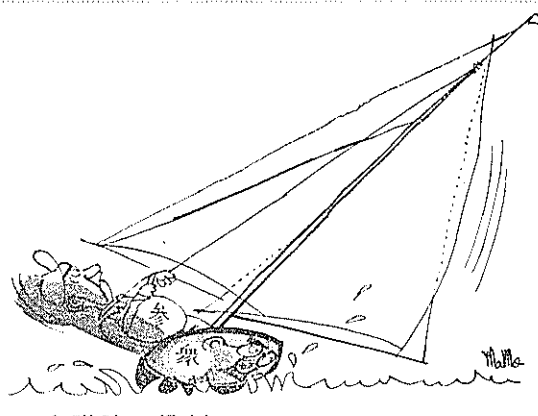
日本の国会は衆議院と参議院の二院制をとっています。二院制の特色は一つの議案を決めるのに、同じ手続きを二度ふむ制度です。

このように国民の代表機関が二つもあるということは、一つだけではややもすれば議案が軽率に決められ取り返しのつかないことになる危険があります。とこ

## 参議院の特色

参議院は政治上の諸問題を落着いて、ゆつくりと論議できるような任期が長く、衆議院と違って解散がありません。それだけ選挙にはいっそう気を付けなければなりません。

衆議院と参議院との性格の相違は、被選挙資格と議員の任期が異なっているのもその一つです。最少議員の年齢(被選挙権)は衆議院の二十五才以上に対し、参議院



参議院の役割 衆議院の行きすぎに、ブレーキをかけたり、修正したりもする。

## 午後5時まで

(第34、38、39投票所は午後4時まで)

選挙日に投票所へ行って、投票ができないかのために、選挙日の前に投票していただくのが、不在者投票です。

この不在者投票は、つぎのような場合にできます。

▽選挙人が、公務や社用、または商用などのため、市外に出張し投票日に帰らないとき。

▽選挙人が、たとえば婚葬や葬儀などのため旅行するとか、または旅行中で投票日に市内にいないとき。

▽選挙人が、病氣やけがのためにまたは、妊娠や出産などのため病院にあって、歩くことができず投票所へ行けないとき。

これらの理由で、不在者投票をしようとする方は、市選挙管理委員会に、文書で申し出なければな

旅行・入院は

不在者投票を

ふりむくな

選挙のときと金

義理と金